

様式第 4 号

令和 5 年度 第 1 回  
桐生市公共工事等入札監視委員会会議録

開催期日	令和 5 年 7 月 4 日 (火) 9 : 5 5 ~ 1 1 : 3 0
開催場所	市役所 5 階 5 0 1 会議室
出席委員	<p>委 員 長 中山 裕子 (税 理 士)</p> <p>委員長代理 松原 雅昭 (大学院名誉教授)</p> <p>委 員 内田 光人 (弁 護 士)</p>
市側出席者	<p>総務部長、契約検査課長、都市整備部長、都市整備部副部長、 地域振興整備局長、水道局長、他約 2 0 名</p>
	<p>今回の会議においては、次の事項について審議等が行われた。</p> <p>1. 抽出結果の報告          今回の抽出当番委員である松原委員長代理から次のとおり抽出結果の報告があった。          (抽出結果報告)          令和 4 年度下半期に発注した工事 1 1 2 件、測量コンサルタント等の委託 7 件の中から、入札金額・落札率・地域性を考慮し、7 件を抽出した。</p> <p>2. 抽出事案の審議          審議概要は、下記のとおり。</p> <p>3. その他          ・ 次回の委員会の抽出委員は、内田委員となった。          ・ 次回の委員会の開催予定日は令和 5 年 1 1 月予定とし、8 月に日程調整することとなった。</p>

委員	担当課及び事務局
<p>1. 一者随意契約  流関 舗装復旧工事 (R 4 相生 2 号)  舗装&lt;担当：下水道課&gt;  &lt;工事概要&gt;  施工延長 L = 197.9m  基層工 A = 791.0 m<sup>2</sup> 表層工 A = 791.0 m<sup>2</sup> 区  画線工 1 式</p> <p>○選定業者の考え方として、外の業者で同一業者ではよくなかったのか。</p> <p>○変更理由にある「県との調整に不測の日数を要した」とあるが、これはどうしてか。</p> <p>○「社会資本総合整備 (防災・安全) (交安) 5 年加速化冠水対策工事」とはどういった工事か。</p> <p>○予定価格は決める際にどういった資料に基づいて積算をしているのか。</p> <p>○積算をする際、価格が不明確な部分はないのか。</p> <p>○今回に関しては、見積徴収を行ったのか。</p>	<p>●県が発注している側溝工事と、今回の下水道工事で施工範囲がほぼ同一のため、県が発注した業者と同一業者とした方が効率性や住民対応の観点から工事を効率的に行えるため、今回選定している。</p> <p>●県の側溝工事の発注が予算の関係で遅れたことと、施工範囲が決まらなかったことが原因。側溝工事の範囲や時期が舗装復旧工事に影響が出るため、工期を延ばした。</p> <p>●冠水対策の一環として、県が行っている工事のこと。本案件では県道の側溝改修工事を示している。</p> <p>●県の標準単価や歩掛などを基に積算をしている。</p> <p>●単価は県で設定されている標準単価を採用している。県で公開されている中に無かった場合は、刊行物である建設物価または積算資料にある単価を採用している。刊行物にもない場合は見積徴収を行っている。見積徴収を行った場合は、単価を工事発注時に参考資料として業者に対して公開しているため、業者も確認できるようになっている。</p> <p>●特殊単価は無かったため、見積徴収は行っていない。</p>

<p>○下水道工事が令和元年とのことだが、その舗装復旧工事が令和4年度に行われたのか。</p> <p>○舗装復旧を県のほうでやってくれないのか。</p> <p>○下水道工事の施工範囲は県の側溝工事と同じなのか。</p> <p>○市が損しているように感じるがどうなのか。</p>	<p>●下水道工事は地面を掘っているため、安定してから舗装復旧を行う必要がある。この期間として6か月以上あけることが県の道路占用許可で定められている。そのため、一定期間後に舗装復旧を行う予定だったが、県の側溝工事の予定が被ってしまった。舗装復旧後に県の側溝工事が行われると掘り返しになってしまうため、これを避けるために令和4年度になった。</p> <p>●下水道工事の原因者は下水道課のため、下水道工事で掘った部分は下水道課が舗装復旧を行う。</p> <p>●ほぼ同じである。</p> <p>●舗装復旧は県の部分と市の部分とで持ち分を区分しているため、市は損をしていない。</p>
<p>2. 指名競争入札  流関 マンホールポンプ設置工事 (R 4 川内 1 号)  機械器具設置 (担当: 下水道課)  (工事概要)  マンホールポンプ設置工 1 箇所</p> <p>○各業者の入札金額の違いは何に起因するものか。</p> <p>○今回の工事のマンホールポンプは新設したのか。</p> <p>○場所によってマンホールポンプが決まるような認識か。</p> <p>○マンホールポンプは業者が選定するのか。</p>	<p>●地域性、業者の手持ちや技術者の状況などが影響していると考える。</p> <p>●新設になる。</p> <p>●深さや送る距離で決まるため、都度見積を取って規格を決めている。</p> <p>●業者には条件を提示しているため、条件に応じた規格のマンホールポンプを選定してもらっている。</p>

<p>○業者ごとに選定しているマンホールポンプが異なるということか。</p>	<p>●マンホールポンプの条件は指定している。また、市場価格を反映した単価調査の結果を参考資料として公開している。これらに応じて各業者が条件に合ったマンホールポンプを選定している。</p>
<p>○メーカーに関らず、条件に合った規格であれば問題ないのか。</p>	<p>●問題ない。</p>
<p>○価格調査と見積徴収は異なるのか。</p>	<p>●特殊な機器になるため、県の単価や積算、物価本に無い。また、単価が100万以上と予想されるため、限られたところから見積徴収するのではなく、市場価格が反映されている価格を参考に提示した。</p>
<p>○設置する工事自体の予定価格はどのように決定したのか。</p>	<p>●機器以外の部分は県の標準単価や歩掛などを基準に積算をしている。</p>
<p>○工事自体の見積は取っていないという認識か。</p>	<p>●そのとおり。</p>
<p>○8者を選定しているが、一般競争入札としなかったのはなぜか。</p>	<p>●機械設備については特殊性が高い。そのため、市内業者だけだと厳しい部分があるため、機械設備は全般的に指名競争入札で行っている。</p>
<p>○選定業者は広げる余地はなかったのか。</p>	<p>●実績を判断基準としたため、今回指名した8者となる。</p>
<p>○令和3年度の川内のマンホールポンプ躯体設置工事は今回と同一工事なのか。</p>	<p>●躯体工事はマンホールポンプを設置する場所を作成した工事であり、今回の設置工事はマンホールポンプを設置する工事である。</p>
<p>○躯体工事から設置工事を行うためには1年後になってしまうのか。</p>	<p>●発注スケジュールやほかの工事の兼ね合い、予算を考慮したうえで1年後となった。同じ12月となったのは偶然である。</p>

3. 指名競争入札

県単林道改良事業田沢小中線改良工事

土木一式〈担当：黒保根支所地域振興整備課〉

〈工事概要〉

施工延長 L=43.9 m 土木一式 法面保護工  
A=361.9m<sup>2</sup>

○変更理由にある、法面整形を当初設計よりも広く施工する必要があるということは業者からの申し出か。

○入札参加業者が現地を確認し、変更を考慮して入札金額に足し上げることで可能性はないのか。

○法面整形で施工範囲が変更になる可能性はあるのか。

○変更になる想定は設計書に含まれているのか。

○受注業者としても、変更があり得ることは認識しているのか。

○変更理由として「地質等を考慮した」とあるが、実際にはどういったことか。

○土木B等級は30者ほどいると認識しているが、5者を選定した理由はなぜか。

○地域性を重要視したということか。

○範囲を広げることで費用が増加すると思われるが、金額はどのように決定しているのか。

●業者から申し出がある。工事が始まって現場を切ってみないとわからないことのため、市との協議のうえ決定している。工期の延長に関しても雪の影響もあり、協議のうえ決定している。

●ない。設計書に基づき積算を行って入札金額を算出している。

●ある。

●設計書には含まれていない。実際に工事が始まってから分かることは想定外の事象であり、それは変更契約で対応している。

●必要に応じて設計変更があることは認識している。

●法面のため、崩してしまうか、範囲を広げた方が安全か現場を見て判断をする必要がある。今回は範囲を広げた方が安全だと判断した。

●現場で何かあった場合を考慮し、現場管理の観点からも新里や黒保根の業者から選定を行った。

●そのとおり。

●設計に基づく単価によって決定している。

<p>○広げる範囲はどのように決定しているのか。</p> <p>4. 指名競争入札 旧第五区集会所解体工事 解体〈担当：建築住宅課〉 〈工事概要〉 集会所解体 1棟</p> <p>○解体されたものが適切に処分されているのかは市が確認しているのか。</p> <p>○写真というのはどういった写真か。</p> <p>○処理伝票というのは処理した場所で作成されるものなのか。</p> <p>○指名業者として24社を選定している。他と比較して多い理由はなぜか。</p> <p>○半分ほど辞退があるが、工期や予定価格の設定に問題はなかったのか。</p> <p>○「旧」とついているが、「新」があるのか。</p>	<p>●現地を確認して緊急性の有無を現場と市で確認を行う。予算内であれば変更を行い、予算外の場合は緊急性の有無で判断し、必要であれば補正予算を組む。状況によって判断を行っている。</p> <p>●書類や写真等で適切に処理されているかを判断している。処理する際に処理伝票が作成されるため、その確認は必ず行っている。</p> <p>●積載する写真や荷下ろししている写真。</p> <p>●そのとおり。</p> <p>●建設業法における解体登録業者として桐生市には24者いる。地域性で分けることも考えたが、桐生市として解体工事は少ないため、業者の発注機会確保のために全者指名とした。</p> <p>●特に短い期間を設定しているものではなく、金額も県の基準に沿って積算を行っているため、問題ないと認識している。</p> <p>●ない。同地区内に3か所集会所があり、そのうちの1つを解体した。</p>
<p>5. 一般競争入札 桐生市新里温水プール天井空調ダクト周辺整備工事 建築一式〈担当：建築住宅課〉 〈工事概要〉 吊ボルト交換120か所、天井鉄骨塗装2,358m<sup>2</sup></p>	

<p>○令和3年度にあった工事とはまた別なのか。</p> <p>○設計図書に対して質問はあったのか。</p> <p>○塗装範囲が前回より狭くなっていると思うが、1,000万ほど予定価格に差が生じているのはなぜか。</p> <p>6. 一者随意契約  (仮称) 総合教育センター整備設計業務委託  建築関係建設コンサルタント業務(担当課: 建築住宅課)  〈委託概要〉  旧桐生市立西中学校 耐震診断・耐震改修設計・増築設計・各所改修工事設計業務委託 一式</p> <p>○(協)とは何の略なのか。</p> <p>○協同組合は何者いるのか。</p> <p>○今回の随意契約は運用基準でいうとどれに該当するのか。</p> <p>○市内業者であると難しいとのことだが、県内でみても業者選定の余地はないか。</p> <p>○予定価格は公表しているのか。</p>	<p>●令和3年度に半分を施工。今回はもう半分を施工する。工事可能の時期が限られ、施工範囲が大きいため2回に分けている。</p> <p>●質問はなかった。</p> <p>●前回の発注の中で、当初設計段階では見つけることができなかったダクトの腐食があったため、変更契約を行っていた。それを踏まえて今回はその部分を加味しているため、金額に差が生じている。</p> <p>●協同組合のこと。</p> <p>●県内64者で構成されている。</p> <p>●地方自治法施工令第167条の2第1項の第2号の「契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき」に該当する。</p> <p>●既存施設の増築、設計、解体工事、耐震診断、耐震補強設計、改修設計、外構設計などの設計内容が多岐にわたり、期間も短く、マンパワーが必要となるため、マンパワーのある協同組合を選定した。また、協同組合であれば市内業者も参加でき、その育成ができることから協同組合との随意契約を実施した。</p> <p>●していない。</p>
--	---

<p>○予定価格はどのようにして決定しているのか。</p> <p>○要領で公表されていない部分はなかったのか。</p> <p>○予定価格の予測がつきやすい案件だったのか。</p> <p>○建物はいつ頃建てられているのか。</p> <p>○金額に監理費は含まれているのか。</p> <p>○総合教育センターは何に使用するのか。</p> <p>○予定価格は適正なのか。</p>	<p>●発注担当課で積算をしている。根拠としては群馬県建築設計業務等積算要領を基に積算している。この要領は国に準じている。</p> <p>●解体の設計に関しては細かく設定はされていないが、改修の設計に準じて積算をすると近い額で積算できると考える。</p> <p>●積算要領が公開されているため、業者側も市と同じように積算ができたのではないかと考える。</p> <p>●校舎が3舎ある。1番古いのは昭和37年に建てられ、これは解体する。他2舎は昭和56年に建てられ、これらは必要な改修を行い、使用する。</p> <p>●設計業務委託のため、監理費は含まれていない。</p> <p>●教育委員会の事務局や適応指導教室など、総合的な教育的施設が入る予定。</p> <p>●多岐にわたる設計を積算するとこの金額となる。</p>
<p>7. 指名競争入札  錦琴平線第2工区用地調査業務委託  補償関係コンサルタント業務〈担当：都市計画課〉  〈委託概要〉  建物調査・算定 7棟、付帯工作物の調査・算定 9箇所、動産調査・算定 4箇所、営業調査・算定 1事業所</p> <p>○最低制限価格がないのは大丈夫なのか。</p>	<p>●コンサルには設けていない。成果物の信用性に関しては、仕様書を提示しそれに準じた適正な品質の成果物を納品してもらうため、指導監督をしている。また、納品時に確認をしている。</p>

<p>○変更理由の不測の日数とはどういったことか。</p>	<p>●発注時期が1月であり年度末まで2か月しかないため、年度を超えて繰り越し措置をして、工期を延ばした。また、並行して行っている道路設計との調整もあり、地権者との交渉ができる段階まで進めるのに時間を要していたため。</p>
<p>○コンサルに最低制限価格がないのはどういった理由なのか。</p>	<p>●過去には定めていたが、最低制限価格での入札が多く、ほとんどがくじによる落札者の決定となっていた。そのため、最低制限価格が撤廃された。</p>
<p>○最低制限価格はいつ撤廃されたのか。</p>	<p>●平成20年4月1日より撤廃。</p>